

使用開始日 2018年10月4日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

# ダイワ上場投信ー TOPIXインバース(-1倍)指数

追加型投信/国内/株式/ETF/インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

株式会社りそな銀行

■委託会社の照会先

ホームページ  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>

コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (営業日のみ)  
0120-106212

スマートフォン用サイト  
<http://www.daiwa-am.co.jp/sp/>

こちらから委託会社のホームページがご覧いただけます。▶



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	その他資産(株価指数先物)	年1回	日本	ファミリーファンド	その他(TOPIXインバース(-1倍)指数)

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	17兆3,215億70百万円
	(2018年7月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ上場投信－TOPIXインバース(-1倍)指数」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2018年10月3日に関東財務局長に提出しており、2018年10月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。

## ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIXインバース(-1倍)指数」<sup>(※)</sup>の変動率に一致させることを目的とします。

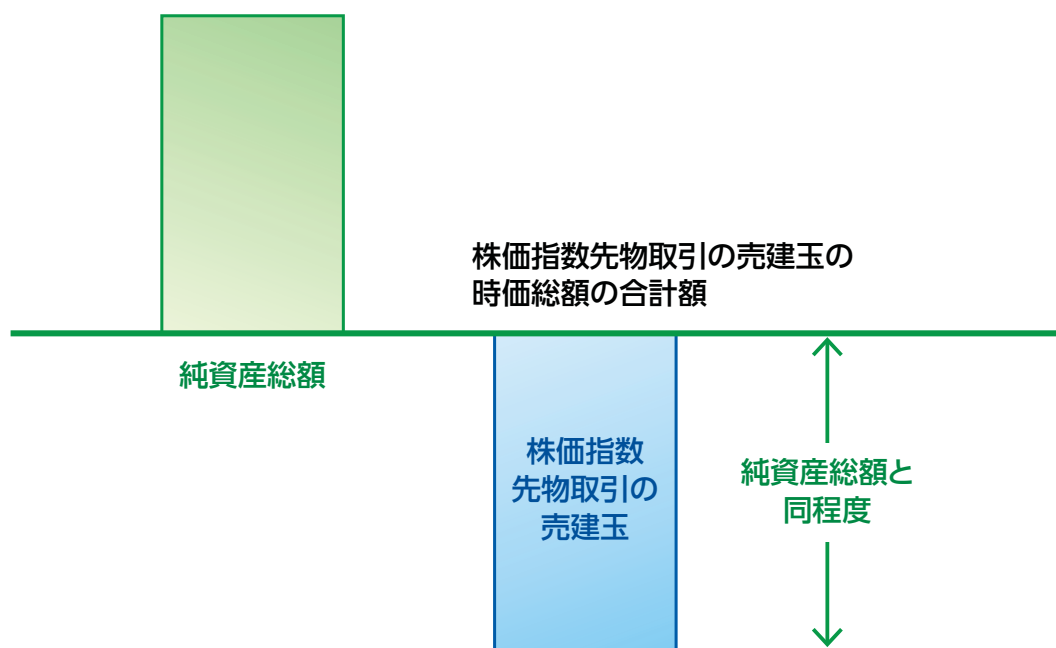
※「TOPIXインバース(-1倍)指数」は、日々の騰落率をTOPIX(配当なし)の騰落率の-1倍(マイナス1倍)として計算された指数で、2011年12月30日の指数値を10,000ポイントとして計算されています。以下「対象指数」という場合があります。

## ファンドの特色

**1** わが国の株価指数先物取引を売建てるとともに、残存期間の短いわが国の債券に投資します。

**2** 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額と同程度になるように調整を行ないます。

### イメージ



※上記はあくまでもイメージであり、実際の株価指数先物の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。

# ファンドの目的・特色

※追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額と同程度にならないことがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1および2の運用が行なわれないことがあります。

## 3 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

## 4 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は1万口以上1口単位となります。

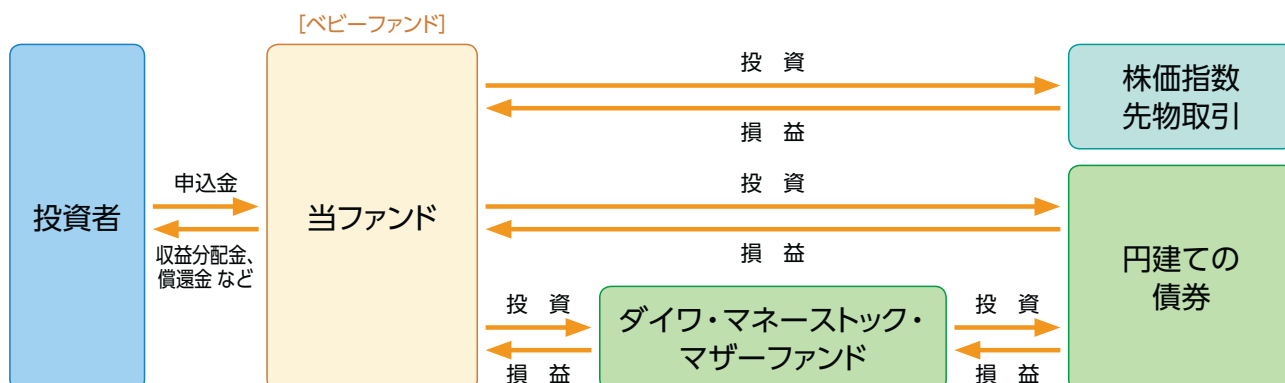
## 5 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は1万口以上1口単位となります。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、当ファンドは、マザーファンドへの投資のほか、円建ての債券への直接投資および株価指数先物取引の売建てを行ないます。



## 6 毎年1月10日に決算を行ないます。

- 収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

### 主な投資制限

- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### TOPIXインバース（－1倍）指数について

- ①TOPIXインバース（－1倍）指数の指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXインバース（－1倍）指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有します。
- ②㈱東京証券取引所は、TOPIXインバース（－1倍）指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXインバース（－1倍）指数の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③㈱東京証券取引所は、TOPIXインバース（－1倍）指数の指数値およびTOPIXの商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXインバース（－1倍）指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④㈱東京証券取引所は、TOPIXインバース（－1倍）指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、㈱東京証券取引所は、TOPIXインバース（－1倍）指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤「ダイワ上場投信－TOPIXインバース（－1倍）指数」は、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥㈱東京証券取引所は、「ダイワ上場投信－TOPIXインバース（－1倍）指数」の購入者または公衆に対し、「ダイワ上場投信－TOPIXインバース（－1倍）指数」の説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦㈱東京証券取引所は、当社または「ダイワ上場投信－TOPIXインバース（－1倍）指数」の購入者のニーズを、TOPIXインバース（－1倍）指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所は「ダイワ上場投信－TOPIXインバース（－1倍）指数」の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

株価指数先物取引の利用に伴うリスク	株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。当ファンドの対象指数は日々の騰落率をTOPIXの騰落率の-1倍（マイナス1倍）として計算された指数であるため、株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公 社 債 の 価 格 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 「TOPIXインバース（－1倍）指数」に内在する性質に関する注意点  
 対象指標とする「TOPIXインバース（－1倍）指数」は原指標の「TOPIX」の変動率の「－1倍」（マイナス1倍）の値動きになる指数で、「TOPIX」の1日の変化率（前日終値と当日終値とを比較して算出）を「－1倍」したものを前日の指数値に乗じて算出されます。  
 指標と原指標は完全な逆相関ではないため、複数日以上での計算期間では、複利効果のため指数値は一般的に「TOPIX」の変動率の「－1倍」とはならず、計算上、差が生じます。この差は当該期間中の「TOPIX」の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。一般に、「TOPIX」の値動きが一定の範囲内で上昇・下落を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、対象指標は逡減する可能性が高くなります。また、一般に、当該期間が長くなればなるほどその差が大きくなり、対象指標の逡減が強まる特性を持ちます。  
 したがって、当ファンドは、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の投資に向く金融商品です。

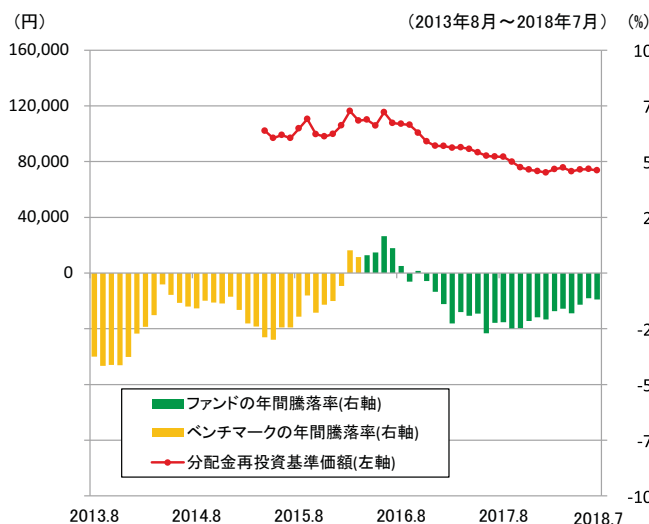
## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスク管理を行ないます。

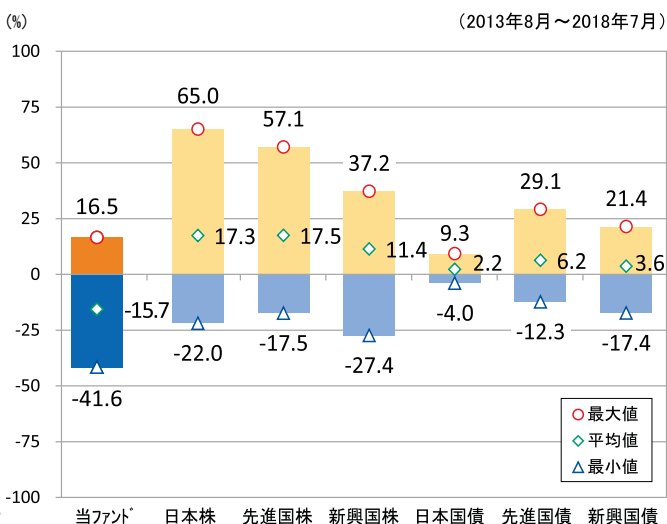
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.





## 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIXインバース(-1倍)指数」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

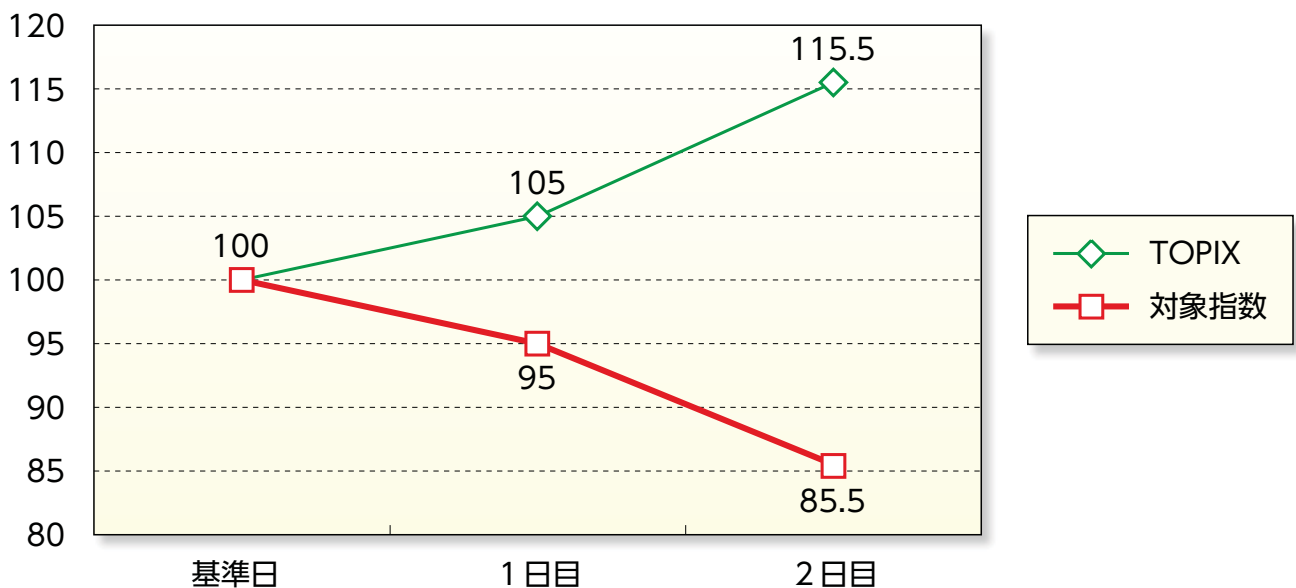
- イ. 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと
- ロ. TOPIXの値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ハ. 追加設定および解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ニ. 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ホ. 公社債等の短期有価証券への投資による利子収入等があること
- ヘ. 運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- ト. 株価指数先物の流動性が低下した場合などにおける売買対応の影響
- チ. 株価指数先物の最低取引単位の影響

## TOPIXインバース（-1倍）指数の値動きについて

- 「TOPIXインバース（-1倍）指数」は、変動率が「TOPIX」の日々の変動率の-1倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は「TOPIX」の-1倍となりますが、2営業日以上離れた日との比較においては、「TOPIX」の変動率の「-1倍」になるわけではありません。

【例1】 TOPIXが1日目に5%上昇し、2日目に10%上昇した場合

	基準日	1日目 (前日比)	2日目 (前日比)	2日目と 基準日の 比較
TOPIX	100	105 5%	115.5 10%	15.50%
TOPIXインバース（-1倍）指数	100	95 -5%	85.5 -10%	-14.50%



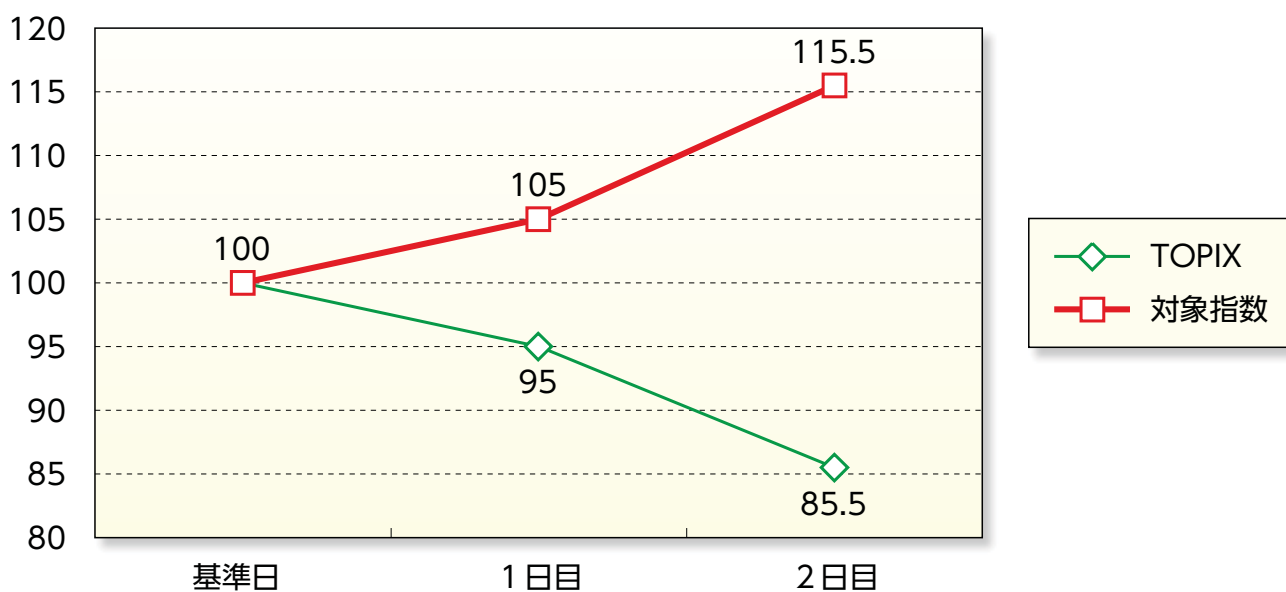
- ◆ 「2日目」と「基準日」とを比較し、TOPIXインバース（-1倍）指数の値動きは  $(85.5 - 100) \div 100 = -14.5\%$  であり、TOPIXの値動き  $(115.5 - 100) \div 100 = 15.5\%$  の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

# 追加的記載事項

[例2] TOPIXが1日目に5%下落し、2日目に10%下落した場合

	基準日	1日目	(前日比)	2日目	(前日比)	2日目と基準日の比較
TOPIX	100	95	-5%	85.5	-10%	-14.50%
TOPIXインバース (-1倍) 指数	100	105	5%	115.5	10%	15.50%

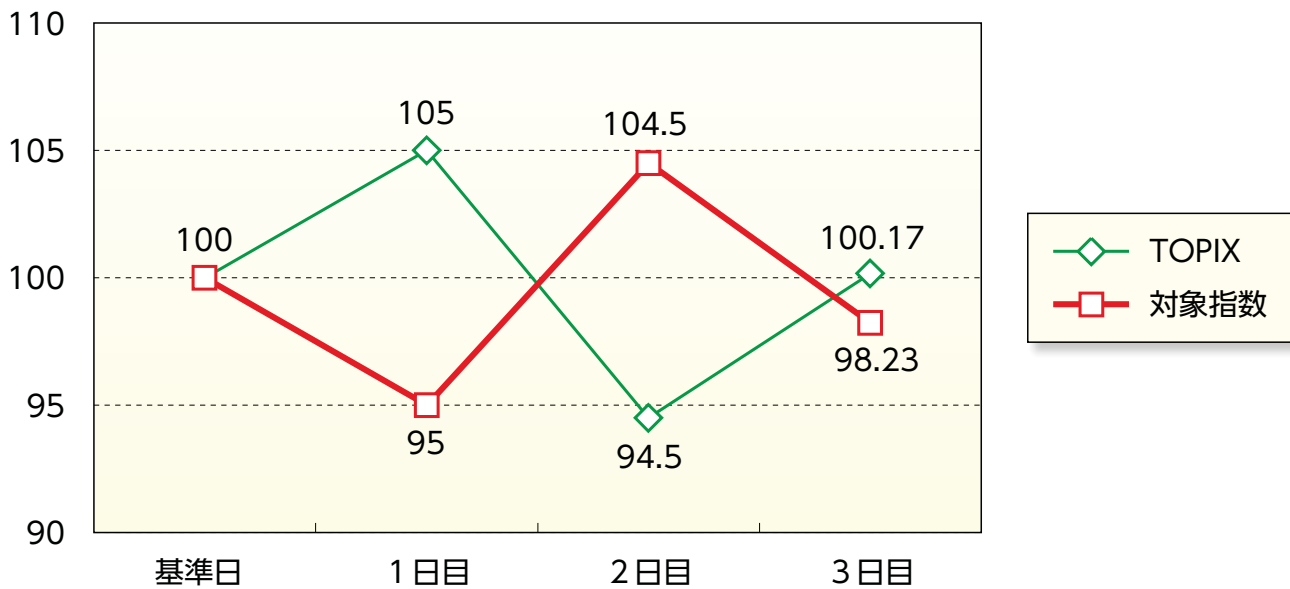


- ◆ 「2日目」と「基準日」とを比較し、  
TOPIXインバース (-1倍) 指数の値動きは  $(115.5 - 100) \div 100 = 15.5\%$  であり、  
TOPIXの値動き  $(85.5 - 100) \div 100 = -14.5\%$  の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

【例3】 TOPIXが1日目に5%上昇し、2日目に10%下落し、3日目に6%上昇した場合

	基準日	1日目（前日比）		2日目（前日比）		3日目（前日比）		3日目と基準日の比較
TOPIX	100	105	5%	94.5	-10%	100.17	6%	0.17%
TOPIXインバース（-1倍）指数	100	95	-5%	104.5	10%	98.23	-6%	-1.77%



- ◆「3日目」と「基準日」とを比較し、  
TOPIXインバース（-1倍）指数の値動きは  $(98.23 - 100) \div 100 = -1.77\%$  であり、  
TOPIXの値動き  $(100.17 - 100) \div 100 = 0.17\%$  の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

## お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上10単位
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額（10口当たりの価額で表示されます。）
購 入 方 法	追加設定は現金により行ないます。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	1万口以上10単位
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額（10口当たりの価額で表示されます。）
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後2時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
申 込 受 付 中 止 日	<p>〈購入申込みの受付けの停止〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</li> <li>2. 前1.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>※上記の1.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。</p> <p>〈換金申込みの受付けの停止〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</li> <li>2. 前1.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>※上記の1.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。</p>
購 入 の 申 込 期 間	2018年10月4日から2019年4月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限（2015年4月24日当初設定）
繰 上 償 還	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益権の口数が20営業日連続して5万口を下ることとなった場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。</li> <li>● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益権の口数が10万口を下ることとなった場合</li> <li>・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・ やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> </ul>
決 算 日	毎年1月10日
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
運 用 報 告 書	－
課 税 関 係	配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※2018年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用										
	料率等	費用の内容								
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。								
信託財産留保額	ありません。	—								
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
	料率等	費用の内容								
運用管理費用（信託報酬）	年率0.81%（税抜0.75%）以内（提出日現在は、 <b>年率0.81%（税抜0.75%）</b> ）	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。								
配分（税抜） （注1）	委託会社	年率0.70%								
	受託会社	年率0.05%								
その他の費用・手数料	（注2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。</li> <li>●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</li> </ul> ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、以下の率を乗じて得た額（ただし、108万円（税抜100万円）を下回る場合は108万円（税抜100万円））となります。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>日次平均純資産額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200億円以下の部分</td> <td>年率0.0648%（税抜0.06%）</td> </tr> <tr> <td>200億円超1,000億円以下の部分</td> <td>年率0.0540%（税抜0.05%）</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td>年率0.0432%（税抜0.04%）</td> </tr> </tbody> </table>	日次平均純資産額	料率	200億円以下の部分	年率0.0648%（税抜0.06%）	200億円超1,000億円以下の部分	年率0.0540%（税抜0.05%）	1,000億円超の部分	年率0.0432%（税抜0.04%）
日次平均純資産額	料率									
200億円以下の部分	年率0.0648%（税抜0.06%）									
200億円超1,000億円以下の部分	年率0.0540%（税抜0.05%）									
1,000億円超の部分	年率0.0432%（税抜0.04%）									

（注1）「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。  
 （注2）売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。  
 ※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。  
 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 売却時の差益（譲渡益）に対して20.315%
換 金 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金時の差益（譲渡益）に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 収益分配金に対して20.315%

（注）所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。  
 ※上記は、2018年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。  
 ※法人の場合は上記とは異なります。  
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。